

はしがき

令和7年4月1日に公益認定法、同施行令、同施行規則及び公益法人会計基準及び運用指針の改正が施行されました。平成20年に行われた公益法人制度の大改革から17年経過し、環境問題、貧困の解消等、公益法人に期待されることはますます増えてきているにもかかわらず、今までの制度、その中でも特に収支相償や遊休財産保有制限などの財務的規律があまりにも厳格で公益法人の活動が制限されているという批判があり、これを緩和し、公益法人の自由な活動を確保するとともに、公益法人が国民から活動を支持されるよう、ガバナンスの充実を図ることを目的としてこの度の改正が行われました。

公益法人会計基準とその運用指針は、公益法人が自らの活動を公開し自律的ガバナンスを充実させるための基準として新たに策定され、必ずしも公益法人特有の会計処理等についての知識がなくても理解し得る、わかりやすい財務諸表等を作成することを目的としています。

本書では、こうした改革の目的に応じて具体的な制度改正及び会計基準等の内容について詳述しました。また、本書「制度編」第1章Ⅱ、Ⅲにおいて、改正の説明の前提として知っておくべき公益法人に関する基礎知識と、公益法人が、これからこの改正に対処すべき事項をおおまかにまとめましたのでご利用いただければ幸いです。

本書が、改正に対処される公益法人の皆様及びその支援を行われる方々のご参考になれば望外の喜びです。

令和8年3月吉日

公認会計士・税理士 中田 ちず子

制度編

第1章 令和6年公益法人改革の概要

I	令和6年公益法人制度改革の概要	4
①	令和6年公益法人制度改革の目的.....	4
	(1) 公益法人制度の変遷／4	
	(2) 令和6年の公益法人制度改革の目的／5	
②	制度改革の概要.....	6
	(1) 財務規律の柔軟化・明確化／6	
	(2) 行政手続の簡素化・合理化／6	
	(3) 自律的なガバナンスの充実・透明性の向上／7	
II	公益法人に関する基礎知識	7
①	公益法人・一般法人とは.....	8
②	行政庁.....	9
③	公益認定基準.....	9
④	財務規律.....	11
⑤	公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計.....	12
⑥	変更認定・変更届出.....	12
⑦	行政庁による監督.....	13
	(1) 定期提出書類の提出／13	
	(2) 報告徴収／13	

(3) 立入検査／13	
(4) 勸告／13	
(5) 命令／13	
(6) 認定又は認可の取消し／14	
⑧ 公益目的事業財産・公益目的取得財産残額……………	14
(1) 公益目的事業財産／14	
(2) 公益目的取得財産残額／14	
⑨ 控除対象財産……………	15
⑩ 指定純資産・一般純資産……………	15
(1) 定義／15	
(2) 財務規律算定における指定純資産／16	
(3) 指定正味財産から一般正味財産への振替の廃止／16	
⑪ 財産目録等……………	17
⑫ 法人の機関……………	17

Ⅲ 制度・会計の移行において対応すべき事項……………	18
① 定期提出書類の切替え……………	19
(1) 予算又は決算に係る定期提出書類の切替え／19	
(2) 新制度における事業計画に係る定期提出書類／20	
(3) 新制度における事業報告に係る定期提出書類／21	
② 新会計基準への移行時期の決定……………	23
③ 定款・規則等の変更……………	23
(1) 定款の変更／23	
(2) 規則の制定・改訂／24	

第2章 財務規律の柔軟化・明確化

◇はじめに	26
I 収支相償基準から中期的収支均衡へ	27
① 中期的収支均衡	27
② 通常の算定	28
(1) 当該事業年度の収入と費用を比較／31	
(2) 年度剰余額又は年度欠損額を算定する／32	
(3) 年度剰余額を過去4年間の残存欠損額と通算する／32	
(4) 年度欠損額を過去4年間の残存剰余額と通算する／32	
(5) 上記(3)、(4)の結果、剰余額がある場合に剰余額の 解消策を講じる／32	
(6) 残存剰余額又は残存欠損額を算定する／33	
(7) 中期的収支均衡の判定／34	
③ 特例算定	36
(1) 当該事業年度の収入と費用を比較して資金不足を 確認／36	
(2) 資金不足に収益事業等の利益の50%を超えて繰入れ ／38	
(3) 当該事業年度の特例（算定）残存欠損額の決定／38	
(4) 翌事業年度に繰り越される残存剰余額の算定／39	
(5) 中期的収支均衡の判定／39	
④ 収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の 算定	39
(1) 収益事業等の利益／39	

(2)	管理費のうち収益事業又はその他事業に按分される額／40	
(3)	収益事業等から公益目的事業財産への繰入額の計算／40	
⑤	公益充実資金	42
⑥	公益充実資金の積立要件	43
(1)	公益充実資金の目的／44	
(2)	必要な情報開示がなされていること／44	
(3)	公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手續が定められていること／44	
(4)	事業年度の末日における公益充実資金の額が積立限度額を超えていないこと／45	
(5)	貸借対照表の注記や財産目録又は附属明細書に表示され、他の財産と区分されていること／45	
⑦	財務規律における公益充実資金の費用額の調整	45
(1)	中期的収支均衡の通常算定の場合／45	
(2)	中期的収支均衡の特例算定の場合／46	
(3)	公益目的事業比率・使途不特定財産保有制限の算定の場合／47	
⑧	公益充実資金の積立額・取崩額	47
(1)	公益充実資金の前年度末明細／47	
(2)	公益充実資金の本年度末明細／50	
(3)	公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値（中期的収支均衡の50%超繰入れ時用）／50	
(4)	公益充実資金と公益目的事業比率及び使途不特定財産保有上限との関連値／51	

Contents

⑨ 改正前の収支相償上の剰余金の処理	52
--------------------	----

Ⅱ 遊休財産保有制限から使途不特定財産保有制限へ	52
① 遊休財産保有制限	53
② 使途不特定財産保有制限	53
③ 公益目的事業費相当額	53
④ 使途不特定財産の定義	54
⑤ 公益目的事業継続予備財産	55
(1) 公益目的事業継続予備財産の積立と説明責任	55
(2) 公益目的事業継続予備財産の積立要件	57
⑥ 使途特定財産（控除対象財産）	58

第3章 行政手続の簡素化・合理化

◇はじめに	62
-------	----

Ⅰ 欠格事由の見直し	62
① 改正前の取扱い	62
② 改正後の取扱い	63
Ⅱ 変更認定等の手続の柔軟化・迅速化	64
① 改正前の変更認定・変更届出の考え方と実情	64
② 届出化する範囲の拡大	64
③ 申請書の記載事項の標準化	67

④ 認定申請の審査	70
-----------	----

Ⅲ 立入検査の頻度・内容の見直し	70
① 立入検査の簡素化	70
② 行政庁の監督	71

第4章 自律的なガバナンスの充実・透明性の向上

Ⅰ ガバナンス向上のための制度導入	74
① 外部理事・外部監事の設置	75
(1) 外部理事・外部監事設置の意義及び定義	75
(2) 適用除外規定	76
(3) 外部理事・外部監事の設置時期	76
② 理事と監事の特別利害関係の排除	76
(1) 特別利害関係の排除	77
(2) 親族制限	77
(3) 令和7年4月1日に特別利害関係にある理事及び監事	77
③ 特別利害関係	77
④ 会計監査人設置法人の範囲拡大	79
(1) 会計監査人	79
(2) 会計監査人設置法人の範囲拡大	79
Ⅱ 透明性向上のための制度導入	80

Contents

- ① 提出書類・公表書類の見直し 81
 - (1) 財産目録等の範囲の拡大／81
 - (2) 事業計画時の提出書類／82
 - (3) 事業報告時の提出書類／83
 - (4) 事業報告記載事項／84
- ② 区分経理の義務化 86
 - (1) 区分経理の義務化／86
 - (2) 特例区分経理／87
 - (3) 区分経理と改正後の公益目的事業財産／87
 - (4) 区分経理の特例／88
- ③ 開示情報の充実 89

会計編

第1章 公益法人会計基準及び運用指針

I	公益法人会計基準及び運用指針の性格	94
II	公益法人会計基準及び運用指針の策定の 考え方	95
①	わかりやすい財務報告	95
	(1) 本表の簡素化、詳細情報の注記化／95	
	(2) 基準に定めのない事項等の取扱い／95	
②	公益法人会計特有の会計処理の整理・見直し	96
③	小規模法人等への配慮	96
	(1) 会計監査人非設置法人の新会計基準適用除外・ 簡便法適用／96	
	(2) 会計監査人設置義務のない法人が定款で会計 監査人を設置する場合／97	
	(3) 財産目録を作成している場合の資産及び負債の 状況の注記の省略／98	
	(4) 財務規律適合性に関する明細を附属明細書として 記載しない場合／98	
	(5) 簡便法の適用／99	

Ⅲ 経過措置等	101
① 新会計基準の適用時期に関する経過措置	101
(1) 経過措置期間／101	
(2) 新会計基準適用の経過措置期間における区分経理 ／101	
(3) 新会計基準適用の経過措置期間における定期提出 書類／102	
② 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載	102

第2章 会計基準改正の内容

Ⅰ 貸借対照表	106
① 本表の表示	106
(1) 本表の表示／106	
(2) 基本財産・特定資産から有形固定資産・無形固定 資産へ表示の変更／107	
(3) 指定正味財産・一般正味財産から指定純資産・ 一般純資産への名称変更／107	
(4) その他有価証券評価差額金の表示／107	
② 区分経理	108
(1) 区分経理／108	
(2) 区分経理の方法／108	
(3) 区分経理の特例／111	

(4) 区分経理の特例を適用する場合の公益目的事業 財産／113	
③ 会計区分別内訳（注記）	114
(1) 「会計区分別内訳」の注記の様式／114	
(2) 貸借対照表注記上の公益目的事業財産・公益目的 取得財産残額の表示と別表H／114	
(3) 公益目的事業における短期他会計借入金・長期他 会計借入金／116	
④ 資産及び負債の状況（注記）	117
(1) 資産及び負債の状況の注記の様式／117	
(2) 基本財産・特定資産から有形固定資産・無形固定 資産への表示の変更／119	
(3) 使用目的欄に使用拘束資産（控除対象財産）の 種類を記載／119	
⑤ 使用拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額 及び残高（注記）	122
⑥ 使用拘束資産の貸借対照表の表示	122
(1) 使用拘束資産と純資産の考え方／122	
(2) 使用拘束資産（控除対象財産）の表示／123	
Ⅱ 活動計算書	123
① 名称変更	123
② 本表の表示	125
(1) 一般正味財産増減の部・指定正味財産増減の部の 廃止／125	
(2) 事業費・管理費の科目の機能別分類による科目 表示／125	

Contents

- (3) 評価損益等の表示の廃止／125
- (4) 純資産（正味財産）期首・期末残高の表示の廃止
／126
- ③ 一般純資産・指定純資産の振替の廃止…………… 126
- ④ 財源区分別内訳（注記）…………… 126
 - (1) 財源区分別内訳（注記）の様式／126
 - (2) 一般純資産・指定純資産の振替の廃止／126
 - (3) 純資産間の振替額（注記）／129
- ⑤ 貸借対照表との整合性…………… 130
- ⑥ 会計区分及び事業区分別内訳（注記）…………… 131
- ⑦ 事業費・管理費の形態別区分（注記）…………… 133

Ⅲ キャッシュ・フロー計算書…………… 133

- ① キャッシュ・フロー計算書の作成目的…………… 133
- ② キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲…………… 134
- ③ キャッシュ・フロー計算書の表示科目・区分…………… 135
- ④ キャッシュ・フロー計算書の注記…………… 135
 - (1) 重要な会計方針／135
 - (2) キャッシュ・フロー計算書の注記／135
 - (3) 用途の制約がある寄付金等の受入れについての資金
の範囲と貸借対照表の現金預金／138

Ⅳ 運用指針における財務諸表に対する注記 の概要…………… 139

- ① 運用指針における財務諸表に対する注記一覧…………… 139
- ② 貸借対照表の注記…………… 139

(1)	貸借対照表の注記一覧／139	
(2)	有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額 及び残高の注記／140	
(3)	指定純資産の内訳と増減額及び残高の注記／140	
(4)	指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高 及び支出見込みの注記／141	
(5)	その他新会計基準で追加された注記／143	
③	活動計算書の注記	144
④	賃貸等不動産の時価等に関する注記	144
(1)	賃貸等不動産の時価等に関する注記／144	
(2)	賃貸等不動産の定義／145	
(3)	重要性の判断基準／145	
(4)	時 価／145	
⑤	関連当事者との取引の注記	147
(1)	関連当事者との取引の範囲の拡大／147	
(2)	関連当事者との取引の内容について注記を付す 場合の重要性の基準／148	
(3)	関連当事者との間の取引のうち、注記を要しない 取引 /149	
(4)	重要性のある関連当事者との間の取引に関する 注記事項／150	
⑥	移行法人の注記	151
⑦	必要とされる場合別の注記の分類	153
V	附属明細書	155
①	意義及び記載事項	155

Contents

②	財務規律適合性に関する事項が附属明細書に記載される意義	155
③	小規模法人における適用除外	156
VI	財産目録	157
①	意義及び資産・負債の状況の注記との関係	157
②	小規模法人における取扱い	157
VII	収支予算書	158
①	収支予算書の作成に関する認定法の定め	158
②	改正後の収支予算書の様式	159
VIII	有価証券及び関連する損益の会計処理	161
①	有価証券の保有目的区分と評価方法、評価損益	161
②	売買目的有価証券の具体例	162
③	途中売却した満期保有目的債券の会計処理	163
④	その他有価証券の期末評価方法と新会計基準適用に当たっての経過措置	164
	(1) 全部純資産直入法・部分純資産直入法	164
	(2) 切放法から洗替法への変更と経過措置	164
	(3) 期末評価と償却原価法との関係	165
⑤	償却原価法の適用	165
⑥	外貨建有価証券の評価損益	166
⑦	有価証券の減損損失	167
⑧	有価証券の運用に係る損益	167

⑨	指定純資産を原資とする財産に係る配当・ 利息の取扱い	168
	(1) 受取利息・配当金は一般純資産区分の収益	／168
	(2) 改正前に旧6号財産から生じた受取利息・配当金 ／169	
Ⅸ	リース取引	170
①	リース取引の概要	170
	(1) リース取引	／170
	(2) ファイナンス・リース取引	／170
	(3) オペレーティング・リース取引	／171
②	ファイナンス・リース取引に係る借手の 会計処理	171
	(1) 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理	／172
	(2) 利息の配分	／172
	(3) リース資産の減価償却	／173
③	ファイナンス・リース取引の表示	173
	(1) 貸借対照表の表示	／173
	(2) 注 記	／173
④	オペレーティング・リース取引の会計処理と 注記	174
	(1) 会計処理	／174
	(2) 注 記	／174
Ⅹ	固定資産の減損会計	175
①	固定資産の減損適用	175

Contents

②	会計監査人設置法人以外の法人における 簡便法の適用	175
③	会計監査人設置法人に義務付けられる 原則法の適用	176
	(1) 対象資産	176
	(2) 資金生成資産と非資金生成資産	176
	(3) 減損損失の認識と測定	176
	(4) 非資金生成資産における減損の認識	177
④	固定資産の減損会計の注記	177
XI	退職給付債務・退職給付引当金	179
①	退職給付制度の会計処理	179
②	確定給付制度における退職給付債務の会計処理 —原則法	179
③	確定給付制度における退職給付債務の会計処理 —簡便法	181
XII	資産除去債務	182
①	資産除去債務	182
②	資産除去債務の算定	183
③	除去費用の資産計上、費用配分及び活動計算書の 表示	183
	(1) 資産計上・費用配分	183
	(2) 除去費用等の活動計算書上の表示	183
④	資産除去債務に係る注記	184

⑤ 建物等賃貸借契約において敷金を支払っている 場合の資産除去債務の計上	184
---	-----

XIII 税効果会計 187

① 税効果会計とは	187
② 一時差異・繰延税金資産・繰延税金負債	187
③ 繰延税金資産の回収可能性	188
④ 税効果会計に適用すべき税率	188
⑤ 税効果会計の注記	189

XIV 収 益 190

① 収益の認識要件	190
② 交換取引収益と非交換取引収益	190
(1) 交換取引収益／190	
(2) 非交換取引収益／191	
③ 交換取引に係る収益認識（原則法）	191
(1) 交換取引に係る収益認識の原則／191	
(2) 交換取引に係る収益認識のステップ／191	
④ 交換取引に係る収益認識（簡便法）	192
⑤ 非交換取引に係る収益認識（原則法）	193
(1) 寄 付 金／193	
(2) 補助金及び助成金／193	
(3) 現物寄付／195	
(4) 無償又は低廉な価格での人的サービス／195	
(5) 使用貸借／195	
(6) 収益認識額と実際の入金額に差額がある場合／195	

Contents

- ⑥ 交換取引収益・非資金取引収益の資源流入区分…… 196
 - (1) 交換取引収益の資源流入区分／196
 - (2) 非交換取引収益の資源流入区分／196

資料

- 公益法人会計基準の検討経過
(令和6年度会計研究会)…………… 197

凡 例

本書では、下表左欄の法令・基準等について、本文・かっこ内において右欄のとおり略記している。

正式名称	略 称
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	認定法
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令	認定令
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則	認定規（認定規則）
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第29号）	令6改正認定法
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法人法
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則	法人規
公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会、内閣府大臣官房公益法人行政担当室）	ガイドライン
公益法人制度についてのよくある質問	FAQ
公益法人会計基準（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）	改正前会計基準
公益法人会計基準（令和6年12月 内閣府公益認定等委員会）	新会計基準
リースに関する会計基準（企業会計基準第34号）	新リース会計基準
公益法人会計基準の運用指針（令和6年12月 内閣府公益認定等委員会）	運用指針
公益法人会計基準の検討経過（令和6年度会計研究会） 内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会 令和6年12月18日【巻末資料】	研究会検討経過
公益法人会計基準に関する実務指針（2019年3月19日 日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第38号）	実務指針

〈省略例〉

- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第1項第2号イ ➡ 認定規23①二イ

制度編

第1章

令和6年 公益法人改革の 概要

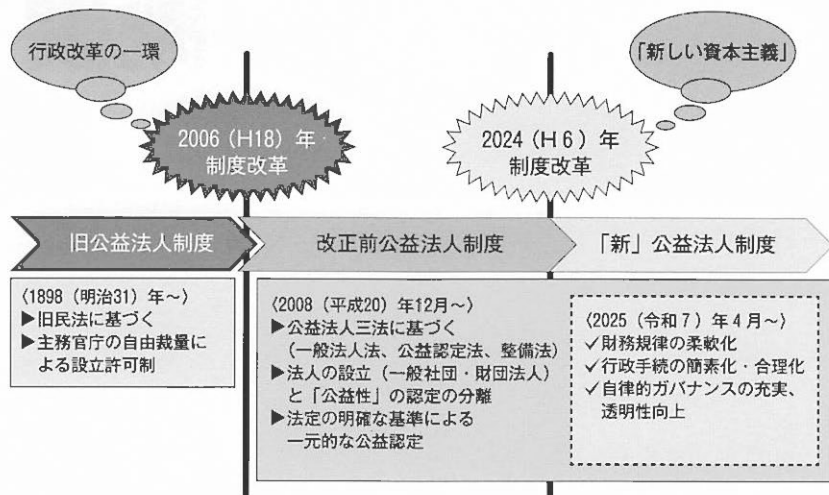
令和6年公益法人制度改革の概要

① 令和6年公益法人制度改革の目的

(1) 公益法人制度の変遷

公益法人制度は旧民法に基づき主務官庁の設立許可制で運用されてきたが、平成18年（2006年）に公益法人三法と呼ばれる認定法、法人法、整備法により制度改革が行われた。令和6年の制度改革はこの制度について改正するものである。

■図表1-1 公益法人制度の変遷



(内閣府公益法人制度改革説明資料を一部加工)

(2) 令和6年の公益法人制度改革の目的

令和6年の制度改革の趣旨について、令和5年（2023年）6月2日の新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告では、以下のように述べている。

「2006年に制定された新公益法人制度は、民間による公益の増進を目的としつつも、不祥事の発生を契機として、旧来の民法法人制度への反省等に立ち、議論されたという経緯もあり、制定以来、厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政が行われてきた。このため、公益的活動の自由な展開・伸長の制約となっていると指摘がなされてきた。

新制度発足から十数年を経た現在、公益法人制度とその運用をめぐる諸課題を克服し、新しい資本主義の下、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要である。

このため、事業の適正な実施を確保しつつ、公益的活動の持続性・発展性や法人の経営戦略を積極的に後押しするという発想に転換した上で、法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開していくことができるよう法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みにしていく必要がある。

一方、公益法人は、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、その資金を適正に活用して不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与するために公益的活動を実施する存在であり、不祥事等の防止に加えて、徹底した透明化を行った上で、自らの経営戦略及びその活動に関する社会への説明責任を果たしていくことが、自らの活動に対する社会からの認知・理解・支援を向上させるとともに、社会のニーズに応えるための前提になる。こうした観点から、活動の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みへの転換に伴い、公

益法人のガバナンスや説明責任の充実を図り、国民からの信頼をより強いものにしていく必要がある。

以上の考え方を踏まえ、公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していくことが可能となるとともに、より国民からの信頼・協力を得られる存在となることを目的として、公益法人制度全般の抜本的な改革を行うべきである。」

上記の趣旨に基づいて、令和6年（2024年）の制度改革は、公益法人がより柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開していくことができるよう規制を緩和するために、財務規律の柔軟化・明確化を図り、行政手続の簡素化・合理化が行われた。一方、国民の信頼をより強いものとするため法人の自律的なガバナンスの充実・透明性の向上を図るための規定が設けられた。

② 制度改革の概要

(1) 財務規律の柔軟化・明確化

財務規律とは、改正前の認定法では収支相償、遊休財産保有制限、公益目的事業比率の三つの基準をいい、今回の改正において、収支相償は中期的収支均衡に、遊休財産保有制限は用途不特定財産保有制限に変更され、運用が緩和された。

(2) 行政手続の簡素化・合理化

改正前においては、事業変更の申請を行う際に、事前に変更認定申請が必要か事後の変更届出でよいかについての基準が明確でなくわかりにくいという批判があった。

改正においては、変更届出でよい場合が整理され、申請書に記載が必要な事項が標準化されたことにより変更の手続が明確化された。

また、3年に1度とされていた行政庁の立入検査は改正により、問題のない法人には簡素化した点検検査がより長期的な間隔で行われることとなった。

(3) 自律的なガバナンスの充実・透明性の向上

公益法人のガバナンスの向上のため、外部理事・外部監事を設置することとなり、会計監査人設置基準が1,000億円から100億円に変更された。

透明性向上のため、改正前は公表されていない書類が公表されるようになるなど、公表の範囲の拡大が行われた。また公益目的事業に関するストックとフローを明確に表すために貸借対照表・損益計算書を各事業に区分する経理が義務化された。

2,000万円を超える役員報酬についてその額・理由、海外送金のリスク軽減策の有無について開示情報に追加することとなった。

Ⅱ 公益法人に関する基礎知識

本書は令和6年（2024年）の公益法人制度改革についての解説を目的としているが、公益法人独特の用語や取扱い等について基礎的な知識がないと理解が難しい事項がある。

今回の改革の内容について理解する前提として理解しておくべき事項を、以下に簡単にまとめた。制度だけでなく会計に関する事項も含まれている。

① 公益法人・一般法人とは

一般法人とは、法人法の定めに基づき設立された法人をいい、設立は登記によって行われる。公益法人とは、公益目的事業を行うことについて行政庁の認定を受けた一般法人をいう（認定法4）。

この度の制度改革は公益法人に関する法律である認定法の改正であり、一般法人は改革による制度の変更はない。

一般法人のうち移行法人については会計面では変更がある。公益法人と合わせて、新会計基準において貸借対照表、活動計算書の様式及び注記が変更された。移行法人とは、平成18年（2006年）の公益法人制度改革時にそれまでの社団法人又は財団法人が一般法人に移行し、公益目的支出計画が完了していない法人をいう。

公益目的支出計画は、平成18年（2006年）改革前までは公益法人と位置付けられていた社団法人又は財団法人が、平成18年（2006年）改革によって、必ずしも公益目的事業を行わない一般法人に移行した場合に、それまで公益法人として保有していた財産（公益目的財産残額）がなくなるまで、移行後にそれまで行っていた公益的な事業に継続して使用していかなければならないとする計画をいう。公益目的財産残額がなくなるまではそれを公益的な事業に使用していることについて行政庁から監督を受けることとされており、その監督の一環として公益法人会計基準に従って作成された計算書類等を行政庁に提出しなければならないこととされている。そこで、移行法人については新会計基準に準拠しなければならないことになる。

移行法人でない一般法人には行政庁の監督がなく、新会計基準に準拠する義務はない。

② 行政庁

行政庁は内閣府又は都道府県である。法人の事務所が複数都道府県にある場合又は複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている場合には内閣府が行政庁となる。

行政庁では公益認定等委員会が設置され認定申請された法人の事業の公益性について行政庁に答申し、行政庁が公益を認定する。一般法人は認定を得て公益法人となる。

③ 公益認定基準

改正後の公益認定基準は図表 1-2 のように定められている。行政庁はこれに従って公益認定の判断を行う。

■図表 1-2 改正後の公益認定基準

No.	認定基準
1	公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
2	公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
3	その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
4	株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

5	投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
6	中期的収支の均衡が図られるものであると見込まれるものであること。
7	収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
8	公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるものであること。
9	使途不特定財産額が前5事業年度の平均公益目的事業費を超えないと見込まれるものであること。
10	各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
11	他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
12	各理事について監事と特別利害関係を有しないものであること。
13	会計監査人を置いているものであること。ただし、設置義務基準に達しない場合は、この限りでない。
14	理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
15	理事のうち一人以上が、外部理事であること。ただし、政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
16	監事のうち一人以上が、外部監事であること。
17	一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
イ	社員の資格の得喪に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

□	社員総会において行使できる議決権に関する定款の定めが社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであり、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。
ハ	理事会を置いているものであること。
18	他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。
19	公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分に関する制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。
20	公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは学校法人、社会福祉法人等の公益的法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。
21	清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは学校法人、社会福祉法人等の公益的法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

(認定法5条より作成)

④ 財務規律

公益認定基準のうち、数値で表される基準であり、改正前は収支相償、公益目的事業比率、遊休財産保有制限であったが、改革により収支相償が中期的収支均衡、遊休財産保有が使途不特定財産保有制限となり、それぞれ要件が緩和された。

⑤ 公益目的事業会計・収益事業等会計 ・法人会計

公益目的事業とは、認定申請時に行政庁から公益目的の事業であると認められた事業をいう。それ以外の事業を収益事業等という。

収支相償又は中期的収支均衡においては、公益目的事業の収益と事業費の差額の剰余金があった場合に期間を定めて使用しなければならないとされるものであり、公益目的事業の管理費はこれらの計算から除外しなければならないことから、会計基準では正味財産増減計算書又は活動計算書に法人会計という管理費を管理する会計区分を設けている。

公益法人の事業は会計上、原則として公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の三つに区分される。公益目的事業会計は公益目的事業が複数ある場合には公1、公2、公共通などの事業区分を設ける。収益事業等は収益事業等が複数ある場合には収1、収2、収益事業等の中で共益事業などがある場合には他1、他2などの事業区分を設ける。このように会計区分、事業区分を設けることを区分経理という。

⑥ 変更認定・変更届出

公益法人が行う公益目的事業は公益認定時に行政庁において認定される。その後、事業の内容等について変更がある場合には、事前に変更認定申請を行わなければならない。改正前は収益事業等の変更について変更認定申請が必要とされていたが、改正により事後の変更届出とされた。また変更届出となる場合が明確化されたことにより、変更認定する場合も明確となった。

●著者略歴

中田 ちず子 (なかた ちずこ)

公認会計士・税理士

〈主な役職〉

中田公認会計士事務所代表、(株)中田ビジネスコンサルティング代表取締役
内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会 参与（令和7年6月
まで）として、新公益法人会計基準及び運用指針の策定に携わる。
東証プライム企業社外取締役、公益法人の監事・評議員・会計監査人 他多数の
役職を務める。

〈専門分野〉

公益法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、地方公営企業など非営利分野の
会計税務監査を専門とする。

〈著 書〉

『非営利法人の税務と会計』、『公益法人・一般法人のQ&A』、『非営利法人の税務
と会計』（以上、大蔵財務協会）、『ワークシート方式による公益法人等、国・地
方公共団体の消費税』、『実務家のための新公益法人の移行手続と会計・税務』、
『実務家のためのNPO法人の会計と税務』（以上、税務研究会出版局）他。